大垣市中間検査事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、建築基準法(昭和25年法律第201号 以下「法」という。)第7条の3に規定する中間検査の事務処理について必要事項を定めるものである。

(検査予定日の調整等)

- 第2 中間検査を受けようとする者は、特定工程に係る工事が終了する7日程 度前に建築主事に申出て検査に必要な事項について指示を受けるものとす る。
- 2 前項の検査の申出があった場合建築主事は、速やかに検査の日時を決定しなければならない。

(検査申請書)

第3 中間検査を受けようとする者は、建築基準法施行規則(昭和25年建設 省令第40号 以下「規則」という。)第4条の8に定める申請書、申請手 数料及び第1号様式の「中間検査の申請に関する工事管理状況報告書」を添 えて、速やかに建築主事に提出しなければならない。

(チェックシート)

第4 第3の「中間検査の申請に関する工事管理状況報告書」には、中間検査 に係る建築物の主要な構造に応じて、第2号様式から第6号様式の「中間検 査チェックシート」に必要事項を記入し添付するものとする。

(検査の際の関係書類)

第5 中間検査を受けようとする者は申請書のほか、工程写真、各種報告書の うち検査に必要な書類として建築主事が指示するものをあらかじめ建築主 事と協議し検査の際に提示できるよう整備するものとする。

(工事監理者の立会)

第6 工事監理者は、中間検査に必ず立ち会い、建築主事の質疑に応じるもの とする。

(検査の結果)

- 第7 建築主事はチェックシートの検査項目に基づき、目視等により検査を行い適否をシートに記入し総合的に結果を判定するものとする。
- 2 検査の結果、指摘事項があった場合は、建築主事は工事管理者と指摘内容、 対応方法、報告方法等を確認する。

(合格証)

第8 検査に合格した場合、建築主事は当日付けで規則第31号様式により、 中間検査合格証を交付しなければならない。指摘事項が是正され、合格と認 められる場合は、その確認日をもって合格証を交付するものとする。

(合格証を交付できない旨の通知)

第9 検査で指摘事項があり、相当の間経過しても是正報告がない場合建築主事は、規則第27号様式による「合格証を交付できない旨の通知書」を建築主あてに送付するものとする。

(違反の防止、措置等)

- 第10 中間検査の対象建築物については、確認済証交付時にその旨を表示するとともに、中間検査時に備える図書及び中間検査制度の案内を添付し、確認済証交付後一定期間後、中間検査の申請がない場合は、建築主に対して督促を行う。
- 2 中間検査合格前の後続工程着手等の違反を防止するため、定期違反パトロールなどに対象建築物の現場を巡回するものとする。
- 3 違反等が生じた場合は速やかに是正指導をするとともに、違反関係者を県 に通報し連携して必要な措置を行うものとする。

附則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。